

令和5年10月

お客さま 各位

倉吉信用金庫

インボイス制度開始に伴う対応について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。
当金庫のインボイス制度の対応につきまして下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

倉吉信用金庫：T7270005004277

2. 窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料については、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

3. 預金口座から自動振替でお支払いいただく各種手数料について

預金口座から自動振替によりお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を定期発行いたします。定期発行の方法は、「郵送」または「専用WEBサイトでの確認」がご選択いただけます。利用には別途、お申込み手続きが必要です。

お申込み手続きにつきましては、10月中旬から下旬ごろに当金庫から案内する「案内ハガキ」をご返送いただくか、お取引店までご提出ください。

インボイス管理票をご希望のお客さまでお手元に「案内ハガキ」がない場合は、お取引店へ申し出て下さい。

初回の発行は、令和5年12月を予定しております。

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、振込手数料が3万円未満になることから、法令の定めによりインボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となりますので、インボイスは発行されません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となりますので、詳しくは顧問税理士等にご相談ください。

5. 当金庫に対するインボイスのご提出について

適格請求書発行事業者のご登録を受けているお客さまにつきましては、インボイス制度開始後、当金庫がお客さまに対して消費税を含む代金（対価）をお支払いする際、当金庫に対してインボイスを発行していただきますようお願いいたします。

以上